

平成23年3月24日

文部科学大臣
高木義明様



「東北関東大震災」被災学校および学生生徒への支援に関する要望

日頃より専修学校各種学校の振興のためにご理解とご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、3月11日に発生した三陸沖を震源とする巨大地震により、東日本の広域にわたって専修学校各種学校も多数、甚大な被害を蒙っております。その被害は学校のみならず教職員、学生生徒およびその保護者も含まれ、今後の学校運営、学習活動にも多大な影響が出てくることが予想されます。

専修学校各種学校は、わが国の職業教育を担い学校教育において重要な役割を果すとともに、雇用対策や生涯学習の場としても地域社会に貢献しているところです。しかしながら、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」では専修学校各種学校は適用の対象となっておりません。

また、学習機会の確保のために、被災した学生生徒の転入学・編入学等の対応を検討しているほか、授業料減免措置をすでに決定している専修学校各種学校もあります。さらに当連合会としても、被災した方々の支援のために、会を挙げて専修学校各種学校としてできる取組を推進していく所存です。

つきましては、専修学校各種学校の運営および学習活動に対する支援について、以下の事項を実現されるよう強く要望する次第です。

1. 「激甚法」を改正して専修学校各種学校を救済の対象とすること
2. 被災した私立専修学校各種学校の復旧事業に対する財政支援措置を、他の私立学校への支援と同様に行うこと
3. 被災した学生生徒に対する奨学金受給対象枠を拡充すること
4. 被災した学生生徒の授業料を減免した学校に対して援助を行うこと